

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	八街市

八街市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済環境部 農政課
所在地 千葉県八街市八街ほ35番地29
電話番号 043-443-1402
FAX番号 043-442-6416
メールアドレス nosei@city.yachimata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、イノシシ、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	八街市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
ハクビシン	野菜、豆類、いも類	351千円	72a
タヌキ	野菜、豆類、いも類	431千円	103a
アライグマ	野菜、豆類、いも類	951千円	190a
アナグマ	—	—	—
イノシシ	野菜、豆類	118千円	21a
カラス	野菜、豆類	238千円	279a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

ハクビシン 年間を通して畑作物全般に被害が及んでいる。被害区域は市内全域に及ぶ。特に西瓜、トウモロコシ、落花生に多くの被害が発生している。近年では住宅地でも目撃情報がある。

タヌキ 年間を通して畑作物全般に被害が及び、被害区域は市内全域に及ぶ。一部でハクビシンと生息域が重複しており、短期間で両方の獣種による被害が発生した地域もある。

アライグマ 年間を通して畑作物全般に被害が及び、被害区域は市内全域に及ぶ。目撃情報や捕獲頭数が増加している。農作物被害の発生状況から市内に定着していると予想される。捕獲場所や農業被害の発生個所も一部に集中しておらず市内全域の幅広いエリアにわたっているため、個体数の増加と生息域の拡大が発生していると思われる。

アナグマ 被害数値の報告はないが、市内一部で当該獣類によるものと思われる野菜類・豆類の被害が増加している。

イノシシ 従来は東金市との境界付近で足跡や目撃情報が報告されていたが、一時的に八街市に侵入し東金市側の山林に戻っていくなど、そのほとんどが一過性のものであった。

近年では千葉市境界付近、佐倉市境界付近でも目撃や足跡が確認されるようになったことから、イノシシの行動範囲が拡大しているものと推測され、今後は畑作物を中心に被害が増加することが懸念される。

カラス 年間を通して畑作物全般に被害が及んでいる。播種直後の落花生等の種子や、収穫前の西瓜への被害が発生しており、被害区域は市内全域に及ぶ。農作物以外にも、農業用ビニールハウスや被覆材（マルチ）等に穴を開けられるなどの被害も報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
ハクビシン	351千円 72a	245千円 50a
タヌキ	431千円 103a	300千円 70a
アライグマ	951千円 190a	665千円 130a
アナグマ	—	—
イノシシ	118千円 21a	80千円 15a
カラス	238千円 279a	165千円 195a
合計被害金額	2,089千円 665a	1,455千円 460a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟銃及び箱わなによる捕獲を佐倉猟友会の協力により実施している。</p> <p>小型獣の捕獲を強化するため、箱わなを県から借用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度 46基 ・ 令和4年度 56基 ・ 令和5年度 63基 	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでいるので、担い手の育成及び確保が必要。</p> <p>アライグマ、ハクビシンの生息域拡大や個体数増加に対応するには、箱わなの数量が不足しているため、新規購入や県からの追加借用により問題の解消を図る。</p> <p>また、捕獲体制や捕獲後の処理体制についても整備が必要である。</p>

防護柵の設置等に関する取組	八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金により、市内販売農家の電気柵設置に対する補助を行っている。	今後、被害地域や被害が拡大するなど被害状況により、集落柵などの設置を検討する。
---------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

カラス等鳥類の捕獲については、従来講じてきた方法を継続するとともに、実施時期を近隣市町と調整し、猟銃による捕獲を効果的に行う。

ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマについては、箱わなによる捕獲を強化するとともに、農地に寄せ付けない、並びに侵入させないための技術・情報を農業者に提供していく。

イノシシについては、隣接市町で被害及び目撃状況が増加しているほか、市内においても市境付近の農地で足跡や目撃情報が確認されており、今後被害が増加する可能性が高いため、生息域や侵入経路の特定に努め、八街市内への侵入及び定着を防ぐとともに、捕獲体制の整備を行う。

地域ぐるみでの有害鳥獣被害防止対策を推進するため、有害鳥獣に関する講習会やセミナー等を開催し、農業者の被害防止に対する意識の向上を図るとともに、狩猟免許（わな猟免許）の取得費用に対する補助事業の活用を推進し、捕獲作業の担い手の増員を図る。また、林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。

令和3年度に設立した八街市野生鳥獣被害防止対策協議会で、国・県の補助金等を活用しながら、各種対策を推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐倉猟友会との委託契約により捕獲を実施していく。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ イノシシ カラス	地元猟友会及び農家組合連合会と連携し、農作物への被害状況調査を実施し、被害状況を把握した上で猟銃及び箱わなを効果的に活用していく。 猟銃による捕獲は、隣接市町と実施時期を調整し効果的な計画を立て実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の被害状況調査及び捕獲実績をもとに捕獲計画数を設定し、今後の被害防止に努める。 ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマについては、生息域が拡大し、個体数も増加傾向にあると考えられるため、当面は箱わなの設置数を増やし、捕獲圧を強化していく。 イノシシについては、林縁部の刈払いや農作物残渣の適正処理の徹底などの生息しにくい環境づくりを主とするが、あわせてセンサーカメラを設置するなどして生息状況の把握に努め、生息が確認された場合に速やかに捕獲を実施できるよう、イノシシに関する情報収集体制と捕獲体制を構築する。 カラスについては、引続き佐倉猟友会との委託契約により捕獲を継続するとともに、実施時期を調整し、効果的な捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	150頭	150頭	150頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
カラス	200羽	200羽	200羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマについては、目撃情報及び被害状況を確認し、箱わなにて捕獲を実施する。 イノシシについては、生息が確認された場合、箱わな及びくくりわなにて捕獲を実施する。 カラスについては、地元猟友会と協力し被害の多い地域を重点的に、猟銃及び箱わなにて捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域決定まで至っていない	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	今後、被害が発生した場合、設置を検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ イノシシ カラス	地域ぐるみでの有害鳥獣被害防止対策を推進するため、有害鳥獣に関する講習会やセミナー等を開催し、農業者の被害防止に対する意識の向上を図るとともに、狩猟免許（わな猟免許）の取得費用に対する補助事業の活用を推進し、捕獲作業の担い手の増員を図る。また、林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

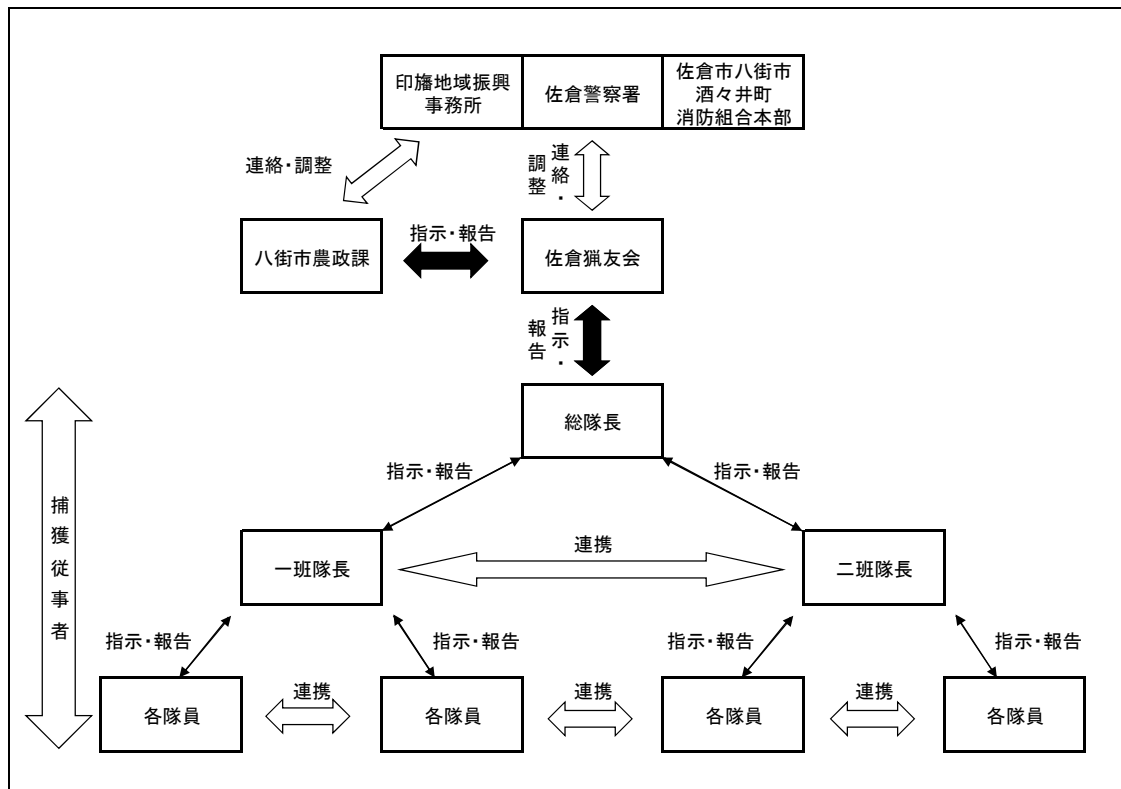
関係機関等の名称	役割
千葉県印旛地域振興事務所	捕獲等の指導、助言 情報収集
佐倉警察署	個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集
佐倉市八街市酒々井町 消防組合本部	人命救助 情報収集
佐倉猟友会	鳥獣捕獲及び処分 情報収集
八街市	対策の推進、情報収集 住民への注意喚起、関係機関との連絡調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

市クリーンセンターでの焼却・埋設処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲対象鳥獣が食肉利用に適していないため、利用推進等は検討していない。

イノシシの生息が確認された場合、捕獲を実施するが、捕獲した場合でも頭数が少数に限られると予想されるため、埋却もしくは自家消費による処理で対応せざるを得ず、利用推進等は検討していない。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八街市野生鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
八街市（経済環境部農政課）	鳥獣被害防止計画の作成、協議会事務局
千葉みらい農業協同組合	被害状況等の情報提供
八街市農業委員会	被害状況等の情報提供
八街市農業研究会	被害状況等の情報提供
佐倉猟友会八街支部	有害鳥獣の捕獲及び出没情報の提供
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と保護及び管理
千葉県印旛農業事務所	有害鳥獣関連情報の提供
千葉県印旛地域振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲に係る指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県印旛農地地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県印旛農業事務所	情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣による農作物等への被害が増加傾向にあることから、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を任命する方向で検討する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町及び千葉県と連携を図り情報交換等を行う。
農業者の被害防止に対する意識の向上を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。